# 我等の勞農會議を守れ!!

## 勞農會議順序・議案

十一月二日　東京・芝・協調會館
大阪・中ノ島・公會堂

### プログラム

一、開會の辭
一、議長、副議長選任
一、大會執行委員選任
一、書記任命
一、報告
中央報告
地方報告
勞働委員會報告
農村委員會報告
一、議題
失業反對鬪爭の件
勞働組合法獲得鬪爭の件
小作法獲得の件
農村窮乏打破鬪爭の件
生活防衛鬪爭の件
暴壓反對鬪爭の件
濱口內閣打倒に關する件
[illegible]に關する件
[illegible]の件

### 失業反對鬪爭の件

現下我國の問題たる「失業問題」に關して「我等」の鬪爭を展開するのが本運動の眼目である。

失業反對鬪爭は二個の目的を有する。一つは現在の失業者に對する救濟の戰術であり、一つは失業群の新なる生活に對する運動である。前者に對しては失業者の大衆運動を以て戰ふべく、後者に對しては「絕對反對」「[illegible]反對」のスローガンの下に[illegible]頭、解雇、[illegible]賃下げの反對運動を組織すると共に、中央、地方の[illegible]組織を前にして失業者を生ぜしむべき[illegible]反對、失業救濟事業の[illegible]のために鬪爭すべきである。

（主　文）

我等は現下の最も重大なる社會問題たる失業者の洪水に對して、即時救濟の施設を要求すると共に、將來失業者を生ずべき一切の政策を粉碎せんことを期す

一、失業手當の即時支給をなすべし
二、失業保險法を即時制定すべし
三、八時間勞働制を確立すべし
四、職業紹介所の擴充と勞働組合の參加制度を確立すべし
五、最低賃銀法を制定すべし
六、失業者の家賃の國庫負擔をなすべし
七、資本家的産業合理化政策を粉碎すべし
八、產業合理局を廢止すべし

（實行方法）

本運動を具體的に展開すべき方策左の如し

一、本大會に於て抗議委員を選出し、中央官廳に向つて抗議す
二、各組合に於て闘爭委員を選任し地方官廳に抗議す
三、失業者大會、失業者示威運動を組織し、大衆的抗議運動を起す
四、失業手當、失業保險法、失業救濟の要求運動をなす
五、勞働組合內の失業者は失業自衞團を組織し自主的闘爭の[illegible]

### 自主的勞働組合法獲得鬪爭の件

（主　文）

一、我等は勞働組合公認を以て[illegible]し、その[illegible]勞働組合の[illegible]を[illegible]する濱口內閣の勞働組合法案に反對す
二、我等は資本家的[illegible]に[illegible]して[illegible]に政府を[illegible]しつゝ一方勞働者に[illegible]し[illegible]を[illegible]として[illegible]むの[illegible]なる[illegible]度に對し徹底的に抗爭す
三、我等は[illegible]の自由、[illegible]の自由及[illegible]の自由を[illegible]する自主的勞働組合法を[illegible]の[illegible]を[illegible]して[illegible]

理　由

我國に於ては今日まで勞働組合法なきに拘はらず而して資本家階級の勞働組合撲滅の[illegible]の努力にも拘はらず勞働者は其[illegible]なる組合を死守し擴大強化して來たのである。[illegible]に現状に[illegible]へ民衆の[illegible]抗し[illegible]政府の內閣は時勢の[illegible]きを知り勞働組合法[illegible]を[illegible]し[illegible]要求を[illegible]するに[illegible]るに[illegible]ろ今日の勞働組合を[illegible]の[illegible]に[illegible]めんとするに[illegible]らず。[illegible]資本家階級の反動[illegible]、[illegible]に[illegible]ふや[illegible]口[illegible]は[illegible]くも資本家階級の[illegible]を[illegible]へて其の[illegible]をほのめかしたのである。[illegible]に政府と資本家の[illegible]のカラクリを[illegible]に[illegible]することを[illegible]るのである。我等は[illegible]的[illegible]を[illegible]するのみならず一歩を[illegible]れば勞働組合[illegible]に[illegible]りて[illegible]へらる[illegible]しある[illegible]政府の勞働組合法案に反對すると共に[illegible]政府の[illegible]に對しては之を[illegible]し[illegible]くまで[illegible]はねばならぬ[illegible]資本家階級が[illegible]なる運動をつゞけて政府及[illegible]を[illegible]し[illegible]は[illegible]の[illegible]にして我等の[illegible]するか[illegible]勞働組合[illegible]を[illegible]するか、然らずんば勞働組合[illegible]は勞働組合[illegible]を[illegible]する我等の[illegible]的[illegible]度に[illegible]そのものを不成立に終らせんとして[illegible]は我等の[illegible]なる勞働組合の[illegible]の鬪爭を[illegible]して自主的勞働組合法[illegible]の理由を以て[illegible]的に[illegible]はねばならぬ。ひいては勞働組合法の獲得に向つて[illegible]しなければならぬ。

今や勞働組合法案を中心にして資本家階級により勞働階級に對して投ぜられたる階級戰の布告こそは、[illegible]本家階級の本質を[illegible]階級に知らしむる[illegible]の[illegible]であらねばならぬ。而も政府案の[illegible]の中に[illegible]濱口[illegible]內閣の正體は白日の下に[illegible]されねばやまぬ。我等は茲に[illegible]をおき自主的勞働組合[illegible]の鬪爭を[illegible]力的に展開しなければならぬ。

### 自主的勞働組合法

基本要求

一、勞働爭議權の確立
二、團結行動の[illegible]の自由
三、勞働組合に[illegible]する[illegible]

要求[illegible]

一、勞働組合の目的の[illegible]
二、勞働組合加入者の[illegible]の[illegible]
三、勞働組合の[illegible]に[illegible]別[illegible]の[illegible]を加へざるは勿論[illegible]勞働組合の[illegible]を[illegible]に認むること
四、勞働組合の設立に[illegible]する[illegible]可[illegible]反對
五、[illegible]十[illegible]反對
六、[illegible]の確立
（イ）[illegible]を[illegible]に妨[illegible]する[illegible]を[illegible]し[illegible]せざること
（ロ）勞働爭議によりて生じたる[illegible]には勞働組合、勞働組合の[illegible]に[illegible]はざること
七、[illegible]勞働組合の[illegible]なるが故の解雇、[illegible]を條件とする雇傭の[illegible]に反する[illegible]又は[illegible]人の[illegible]
八、[illegible]
九、[illegible]

實行方法

一、日本勞働[illegible]、[illegible]各地方[illegible]大衆的[illegible]を[illegible]すること
二、大衆[illegible]を通して[illegible]を要求すること
三、我等の[illegible]を[illegible]して[illegible]×××××××××を××す[illegible]
四、勞働爭議の[illegible]を通し自[illegible]的に[illegible]を要求すること
五、他の[illegible]に[illegible]して[illegible]することに努力すること
六、勞働組合[illegible]を中心とする全國的勞働組合[illegible]の成立を[illegible]すること

### 小作法案に關する件

主　文

勞働者農民黨は左の小作法案を大衆の最小限的要求として採用す

#### 小作法案

##### 第一章　小作權

第一節　小作權の[illegible]

第一條　本法に於て小作權と稱するは永小作權又は耕作若くは牧畜を目的とする土地の賃借權及使用貸借の[illegible]に[illegible]する宅地、[illegible]地、[illegible]地其他の土地又は[illegible]其他の工作物の[illegible]をいふ

第二條　他人の土地に於て耕作又は牧畜をなす權利にして永小作權なりや否やに付き爭あるときは永小作權と推定す

第二節　小作權の對抗力

第三條　小作權は其の登記なきも小作地の引渡しありたるときは爾後其の小作地につき物權を取得したる者に對しても其の效力を有す。

第三節　小作權の存續期間

第四條　小作權の存續期間は十年[illegible]

[illegible]

## 勞農會議宣言

一

勞働者は今何を求めつゝあるか？職とパンとである。而して[illegible]口內閣の與ふるものは失業と飢死とのみ。

農民は今何を求めつゝあるか？小作料の[illegible]と窮乏の打破である。而して濱口內閣の與ふるものは飢餓と窮乏の重課とのみ。

[illegible]市民は今何を求めつゝあるか？減稅・借金の[illegible]・生活資料の値下げである。而して濱口內閣の與ふるものは全てその逆である。

全無產大衆の求むるもの一として裏切られざるものなし。全無產大衆の[illegible]すべき秋に非ずして何ぞ！

二

[illegible]の[illegible]を前にして、我等は既に[illegible]の[illegible]を[illegible]んだ。然も[illegible]に於ける[illegible]大政[illegible]の[illegible]それに對する答へは[illegible]であつた。[illegible]の一[illegible]に[illegible]し、[illegible]の[illegible]あるをきくも、我等より[illegible]すれば[illegible]に[illegible]笑に値するに過ぎない。[illegible]は既におそい、今や[illegible]は[illegible]、[illegible]、無[illegible]市民か、起つて自らの[illegible]を開き、自らの[illegible]を[illegible]すべきときである！政治の[illegible]は[illegible]生活を安定せしむるにある、然も[illegible]政治の[illegible]心が[illegible]の利[illegible]に非ずとすれば、[illegible]無產大衆の[illegible]は我等の[illegible]

三

[illegible]

[illegible]